

社会福祉法人鶴足津福祉会 一般事業主行動計画

当法人は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、職員がその能力を発揮し、女性の活躍に必要なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図りながら、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間
- 2 目標（情報公表項目。なお、②は、令和4年7月の法改正に伴い令和5年6月に追加）

(1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ① 管理職（施設長、副施設長等）に占める女性の割合を50%以上とする。
- ② 男女の賃金の差異（男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均の割合）を正社員又はパート・有期契約社員で各90%以上とする。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ③ 職員の年次有給休暇取得率を全施設の平均で50%以上とする。

3 取組内容

(1) 女性職員の採用を拡大する。

【対策】

令和2年6月～ 女性職員等の新規採用者拡大に向けた、大学、専門学校等への募集説明会を実施・拡充する。

(2) 結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性職員が退職することなく、継続して就労することを定着させるとともに、男性職員についても、育児参加等を促す。

【対策】

令和2年6月～ 仕事と家庭の両立支援に向けた、働き方改革や育児休業制度の内容を周知啓発するとともに、ハラスメント防止に向けた職員アンケートの実施及び相談体制の整備を図る。

(3) 能力開発及びキャリアアップを支援するなど、女性職員の自発的な意識改革及び行動改革を促す。

【対策】

令和2年6月～ 国家資格の取得率向上と人材育成に向け、職員研修を充実する。

